３全国高体連定通第１９号
令和３年１０月１８日

各都道府県高等学校体育連盟　　会　長　殿
同　　理事長　殿

公益財団法人全国高等学校体育連盟
定時制通信制部長　　前　畑　光　男

全国高等学校定時制通信制体育大会開催基準要項小規模定時制通信高校における合同チーム参加資格の特例及び規約の改正について（通知）

日頃より、本専門部事業への御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、標記の件について、本連盟の承認を受け、下記の通り規約を改正することとなりました。つきましては、趣旨を御理解の上、各都道府県における適切な御対応をお願い申し上げます。
今後とも、全国高等学校定時制通信制体育大会へのあたたかい御支援をお願いいたします。
なお、御不明な点は、総合事務局までお問い合わせください。

記

１　内　容

合同チーム編成における、以下の条件を改定する。※別紙「新旧比較表」参照

（１）学校の規模
在籍生徒数１２０名以下を部員数不足により、１校単位での出場が困難な場合とする。

（２）チーム編成年数
３ヶ年を１ヶ年とする。

（３）申請期間
前年度２月１日から２月末日までを当該年度４月１日から４月末日までとする。

（４）対象競技別の各校人数条件
ア　卓球（団体戦）　（部員数２名以下）
イ　バレーボール　（部員数５名以下）
ウ　バスケットボール（部員数４名以下）
エ　サッカー　（部員数１０名以下）

２　施　行

令和４年４月１日

３　理　由

合同チームの承認は、これまで第１学年の在籍者数を基準とし、通信制課程や大規模校との合同を認めてこなかった。しかし、部活動離れが加速する中、学校規模を問わず、１校単位での大会出場が困難な状況となった。

総合事務局では、この現状を真摯に受け止め、一人でも多くの生徒が試合出場を目指すことのできる環境づくりが必要であると判断した。

【問合せ先】
（公財）全国高等学校体育連盟定時制通信制部
（東京都立総合工科高等学校定時制課程内）
総合事務局長　　門　間　　謙　次
電　　話　　０３－３４８３－０２０４

別　紙

1　変更内容

旧	新	備考
1　合同チームの編成の要件 イ：小規模定時制通信制において、競技ごとに複数校で構成する合同チームを編成することができる。ただしその結果、当該校の年間の募集人員の合計が１２０名を越えてはならない。	1　合同チームの編成の要件 イ：定時制通信制において、部員数不足により、１校単位での出場が困難な場合、競技ごとに複数校で構成する合同チームを編成することができる。	削除 追加
ロ：この特例による合同チームに統廃合の対象になった定時制通信制を含むことができる。＊但し、上記１．イの制限を受けない。		削除
ハ：この特例による合同チームは原則３ヶ年間、このチームを維持する。ただし募集人員の変更によってイの範囲を超える、または統廃合によってチーム編成が変更になった場合には合同チームを解除、もしくは再度申請を行うものとする。	ハ：この特例による合同チームは原則１ヶ年間、このチームを維持する。ただし、チーム編成が変更になった場合には合同チームを解除、もしくは再度申請を行うものとする。	変更 削除
3　特例による合同チームの申請と承認について ロ：申請は合同チームの編成を希望する前年度の２月１日より２月末日までの間に行うものとする。 ハ：合同チームが認められた場合、その期間は４月１日より原則３ヵ年間とする。	3　特例による合同チームの申請と承認について ロ：申請は合同チームの編成を希望する当該年度の４月１日から４月末日までの間に行うものとする。 ハ：合同チームが認められた場合、その期間は４月１日より原則１ヵ年間とする。	変更
4　その他 ハ：合同チームの対象となる種目は、バレーボール・バスケットボール・サッカーとする。（軟式野球は別途定める全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟の合同チーム規約によるものとする）	4　その他 ハ：合同チームの対象となる種目は、バレーボール（部員数５名以下）・バスケットボール（部員数４名以下）・サッカー（部員数１０名以下）・卓球（部員数２名以下）とする。 なお、軟式野球は別途定める全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟の規定する合同チーム規約によるものとする）	追加